

経済産業省

官 印 省 略
20180528 資 第 2 号
平成 3 0 年 5 月 2 8 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款の変更届出について

関西電力株式会社より、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条第4項の規定に基づき、特定小売供給約款の変更の届出がなされたことから、「関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針」（平成27年5月15日）において必要とされているフォローアップについて、貴委員会の意見を求めます。